

運 営 規 程

【通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）】

医療法人 弘 池 会

介護老人保健施設 ろうけんかづき

介護老人保健施設ろうけんかづさ

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

第1条（運営規程の目的）

この運営規程は、医療法人弘池会介護老人保健施設ろうけんかづさ(以下当施設とする)が実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の運営管理に必要な事項を定め、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

第2条（運営の方針）

- (1) 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法、及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。
- (2) 当施設では利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- (3) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (4) 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- (5) 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- (6) サービス提供にあつては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- (7) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行なわないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその家族代表者の了解を得ることとする。
- (8) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第3条（施設の名称及び所在地等）

当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 医療法人弘池会 介護老人保健施設ろうけんかづさ
- (2) 開設年月日 平成10年10月1日
- (3) 所在地 長崎県南島原市加津佐町戊4450番地
- (4) 電話番号 0957-87-5678 FAX番号 0957-87-5679
- (5) 管理者名 池永 健
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（4251480036号）

第4条（職員の定数）

当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりとする。必置職については法令の定めるところによる。

- ・ 管理者（医師） 1人（入所兼務）
- ・ 看護職員 1人以上
- ・ 介護職員 4人以上
- ・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
1人以上（入所兼務）

尚、調理員については、給食を外部委託しているため、計上しない。

第5条（職務内容）

前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき、利用者の日常生活全般にわたる看護業務を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための機能訓練・指導・マネジメントを行う。
- (6) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行なう。

第6条（利用定員）

- (1) 当施設の通所リハビリテーション利用定員は、40名とする。
- (2) 当施設の介護予防通所リハビリテーション利用定員は、当該日の通所リハビリテーションの定員数より通所リハビリテーション実利用者数を差し引いた数とする。

第7条（勤務体制の確保）

- (1) 当施設は、利用者等に対し適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供できるよう、職員の体制を定めておかなければならない。
- (2) 当施設は、当該施設の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

(3) 当施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するよう努めなければならない。

第8条 (定員の遵守)

当施設は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員を越えてはならない。

第9条 (通常の事業の実施範囲)

南島原市（加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町）、雲仙市（南串山町）

第10条 (営業日及び営業時間)

(1) 営業日：月曜から土曜日（毎日）

ただし、正月1月1日～1月3日を除く。

(2) 営業時間：午前8時00分から午後5時15分まで

第11条 (受給資格等の確認)

当施設は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を求められた場合には、その者の掲示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめなければならない。

第12条 (健康手帳への記載)

当施設は、利用者等に対して行った通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関し、その者の健康手帳の医療の記録にかかわるページに、必要な事項を記載しなければならない。

第13条 (守秘義務及び個人情報の保護)

(1) 当施設の従業員は、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

(2) 当施設は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書によりその都度得ておかななければならない。

第14条 (事故発生時の防止及び発生時の対応)

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

第15条 (身体拘束等)

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。なお、事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明することとします。

第16条（虐待の防止等）

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待防止のための指針を整備する。

（3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第17条（機能訓練）

機能訓練は利用者等の心身の諸機能の改善又は維持を図るため、計画的に行わなければならない。

第18条（褥瘡対策等）

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

第19条（看護及び介護）

看護及び介護は、利用者等の症状及び心身の状態に応じ適切に行うと共に、日常生活の充実に資するように行わなければならない。

第20条（日 課）

日常生活につき日課を定めて励行するように努める。

第21条（生活指導）

職員は利用者に対して個々の生活プログラムを作成し指導、援助にあたらなければならない。尚、生活プログラムは利用者の状態の変化に応じてその都度作成する。

第22条（食 事）

給食は、献立がバラエティに富み、調理に当っては栄養、利用者の身体的状況及び嗜好を十分考慮したものでなければならない。

第23条（衛生管理）

（1）施設、その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行わなければならない。

（2）感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

・当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催

するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- ・当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ・当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(3) 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

(4) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

第24条 (会 議)

職員は、定期的にケース会議を開き職員の意志統一や情報の伝達及び正確な把握問題、課題に関する討議を行うことにより、利用者の処遇の向上に努める。

第25条 (研 修)

(1) 当施設は職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(2) 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第26条 (アフターケア)

職員は、利用者の在宅療養がスムーズに行えるようアフターケア(医療、介護等の相談、指導など)に努めなければならない。

第27条 (利用者負担の額)

(1) 施設利用料

(介護予防) 通所リハビリテーションの基本料金並びに加算料金の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは負担割合(1割～3割)に応じた額とする。

(2) その他の料金

① 食費 昼食 460円

※ なお、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

② その他(利用者の選定する特別な食事の費用等)は、実費相当額をお支払いいただきます。

第28条 (掲 示)

施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに職員の勤務体制、協力病院及び利用料に関する事項を掲示する。もしくは閲覧できるように保管・常備する。

第29条 (日課の励行)

利用者は、施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

第30条 (健康保持)

利用者は、健康に留意し施設で行う診療は、特別の理由がない限り、受診しなければならない。

第 31 条 (衛生保持)

利用者は、施設の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のために施設に協力しなければならない。

第 32 条 (身上変更の届出)

利用者は、身上に関する変更が生じた時は、速やかに施設に届け出なければならない。

第 33 条 (施設内禁止行為)

利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 他人を排撃したり、自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- (2) 他の利用者に迷惑をかける行為
- (3) 指定場所以外での喫煙
- (4) 故意に施設若しくは物品に障害を与えまたはこれらを施設外に持ち出すこと
- (5) 金銭又は物品によって賭け事をする事
- (6) 施設内の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること
- (7) 無断で物品の位置、又は形状を変えること

第 34 条 (非常災害対策)

- (1) 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (2) 管理者は、防火管理者を選任する。
- (3) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (4) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (5) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (6) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (7) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練 (消火・通報・避難) ……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 当施設は、(7) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第 35 条 (業務継続計画の策定等)

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第36条(記録の整備)

施設は、施設及び構造設備、職員、会計、入退所の判定並びに利用者等に対する施設療養その他のサービスの提供に関する次の諸記録を整備しておかなければならない。

(1) 管理に関する記録

- イ) 事業日誌
- ロ) 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
- ハ) 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表

(2) 利用の判定に関する記録

- イ) 定期的な判定の経過及び結果

(3) 施設利用その他のサービスに関する記録

- イ) 利用者等の台帳(病歴、生活歴、家族の状況等を記録したもの)
- ロ) 利用者等のケース記録
- ハ) 診察、看護、介護、機能訓練等の記録
- ニ) 診療記録など診療に関する記録
- ホ) 献立及び食事に関する記録

(4) 会計経理に関する記録

(5) 施設及び構造設備に関する記録

第37条(市町村との連携)

施設は、その運営にあたっては、市町村との連携に努めなければならない。

第38条(協力病院)

(1) 施設は、利用者等の病状の急変などに備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(2) 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第39条(その他)

(1) 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

(2) 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

(3) 当施設は、適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を

確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- (4) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人弘池会介護老人保健施設ろうけんかづさの役員会において定めるものとする。

附 則

この運営規定は、〔平成 25 年 4 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔平成 26 年 4 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔平成 27 年 4 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔平成 27 年 8 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔平成 28 年 4 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔平成 28 年 5 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔平成 29 年 4 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔平成 30 年 4 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔平成 30 年 6 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔平成 31 年 4 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔令和元年 10 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔令和 2 年 10 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔令和 3 年 4 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔令和 3 年 8 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔令和 4 年 4 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔令和 6 年 4 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔令和 6 年 8 月 1 日〕より施行する。

この運営規定は、〔令和 6 年 9 月 1 日〕より施行する。